

野洲市交際費の支出基準及び公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市長及び副市長が市政運営のため外部と交際する場合に支出する費用（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な支出を図るため、その支出基準及び公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費は、支出の内容により、次のとおり区分する。

- (1) 祝金 市政の振興に関わりのある団体又は個人の慶事に係る支出
- (2) 会費 市政の振興に関わりのある団体若しくは個人が開催する懇談会又は祝賀会等への参加に係る支出
- (3) 激励金 本市の公益性を高める団体及び個人の激励に係る支出
- (4) 見舞金 市政関係者の病気等に対する見舞金又は災害等による義援金に係る支出
- (5) 香料 市政関係者又はその親族に対する香典、供物等に係る支出
- (6) 協賛金 市政の円滑な遂行上必要とされる事業若しくは催しへの参画又は参加に係る支出
- (7) その他 特に市長が必要と認める支出

(支出基準)

第3条 前条に規定する支出区分に対応する支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(公開する内容)

第4条 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出先
- (5) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、交際の相手方に特段の配慮が必要であると認められる場合は、その個人を識別できる情報を公開しないものとする。

(公開の時期)

第5条 交際費の公開は、毎月行うものとし、当該月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公開の方法)

第6条 交際費の公開は、その内容を情報公開コーナーにおいて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成21年4月1日以後に支出のあったものについて適用する。

別表（第3条関係）

支出区分	支出金額		備考
(1) 祝金	5,000 円以内		懇談会等が予定されている場合に限る。
(2) 会費	会費等の額		会費等により開催される懇談会、祝賀会等に限る。
(3) 激励金	5,000 円以内		別に激励金交付の定めのある場合を除く。
(4) 見舞金	見舞金	5,000 円以内	
	義援金	その都度市長が定める額	
(5) 香料	別に定める慶弔内規の基準による。		
(6) 協賛金	5,000 円以内		

備考 交際費は、1件につき、この表の支出区分の各項を重複して支出することはできない。